

意向反映型指名競争入札（電子）の手引き

クリアウォーターOSAKA株式会社が行う意向反映型指名競争入札（電子）（以下「意向反映型電子入札」という。）に参加する場合は、この手引きを参考にしてください。

1 対象となる入札

この手引は、意向反映型指名競争入札案件で、かつ電子入札を行う場合に適用します。

2 意向反映型電子入札による案件の取扱い

意向反映型電子入札による案件は、当会社ホームページ掲載の入札情報を確認の上、当会社電子入札システム（以下「入札システム」という。）により参加してください。ただし、電子入札から紙入札への変更は一切認めないこととします。

なお、入札システムの障害等により使用不可となった場合は、別途当会社ホームページにてお知らせします。

3 入札参加の申請

入札参加申請については、入札説明書に記載された入札参加申請締切日時までに入札システムにより入札参加申込書兼誓約書及び資格審査資料の提出をしてください。

4 入札参加資格の通知

入札参加申請者については指名通知書又は非指名通知書を入札システムにて通知します。

5 入札の準備

- (1) 見積りに当たっては、設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）に基づき適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。
- (2) 設計図書に対する質問は、入札システムに定める方法により行ってください。

6 設計図書の交付

設計図書は、入札情報公開システム（以下「公開システム」という。）からダウンロードして入手してください。

別途入札情報掲載文並びに入札説明書（以下「入札説明書等」という。）において示す場合は配付することがあります。

入手した設計図書は、入札の見積り以外の目的には使用しないでください。

7 入札書の提出

入札説明書等に従い、入札システムにより入札書を提出してください。

入札書は、入札システムにより入札金額、くじ入力番号等必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取扱うこととし、入札書受付締切日時までに入札システムのサーバまで到達していなければなりません。

なお、入札書が送信されたことについては、入札書受付票の発行をもって確認してください。

一旦、入札システムにより提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めません。

8 開札

開札は、あらかじめ入札説明書等で指定した日時において行うものとし、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札者」という。）を決定し、落札決定します。

9 くじ引きによる落札者の決定

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合、入札システムによるくじ引きを実施し、落札者を決定します。

10 落札者決定の通知

落札者を決定した場合は、入札システムにより全ての入札者には落札者決定通知をします。

11 入札の無効

次のいずれかに該当したときは、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (3) 入札者の電子署名のない入札
- (4) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (6) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (8) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (9) 机上説明又は現場説明がある入札については、説明を受けなかった者がした入札
- (10) 再度の入札については、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- (11) 最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札
- (12) 当会社入札の留意事項に違反した者がした入札
- (13) 入札システム所定の入札書を用いないでした入札
- (14) その他入札説明書等に定める入札の無効の条件に該当する入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の辞退等

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合には当会社での入札参加停止措置を行うことがあります。

13 入札結果の発表

落札決定後、落札者の商号又は名称及び落札金額を公開システムで発表します。また、すべての入札者の商号又は名称及び入札金額についても発表します。

なお、最低制限価格より低い価格で入札をした入札者については商号又は名称のみ発表します。

14 ICカードの取扱い

入札システムで利用できるICカードについては電子入札コアシステム対応民間認証局のものとして扱います。

また、ICカードを利用して電子入札に参加できる者は、大阪市入札参加資格の承認を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者として扱います。

- (1) 入札参加資格に代表者を登録している場合は、その代表者
 - (2) 入札参加資格に代表者から委任を受け、受任者で登録している場合は、その受任者
 - (3) 代表者又は受任者から代理人として電子入札に関する入札等について権限を受けている者
- なお、ICカードの利用者は、入札システムの利用者登録をしなければなりません。利用者登録は1社で複数枚の登録も可能とし、電子入札に参加することができます。